



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第19号 令和8年3月31日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
1	徳島県企業管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程	
2	徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程	
3	徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程	
4	徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程	
5	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

### 【企業局告示】

番号	表題	担当課名
3	徳島県企業局告示の形式を左横書きに改正する等の告示	

### 【企業局訓令】

番号	表題	担当課名
2	徳島県企業局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令	
3	徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令	
4	徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程の一部を改正する訓令	

**【企業局訓令】**

番号	表	題	担当課名
5	徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令		

**【病院局管理規程】**

番号	表	題	担当課名
2	徳島県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程		
3	徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程		
4	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程		

**【病院局告示】**

番号	表	題	担当課名
2	徳島県病院局告示の形式を左横書きに改正する等の告示		

**【病院局訓令】**

番号	表	題	担当課名
1	徳島県病院局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令		
2	徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令		

**【教育委員会規則】**

番号	表	題	担当課名
4	徳島県教育委員会行政組織規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則		
5	表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則		
6	徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則		

**【教育委員会告示】**

番号	表	題	担当課名
1	徳島県教育委員会告示の形式を左横書きに 改正する等の告示		

**【教育委員会訓令】**

番号	表	題	担当課名
1	徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を 改正する訓令		
2	徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに 改正する等の訓令		

**【教育長訓令】**

番号	表	題	担当課名
1	徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に 関する規程の一部を改正する訓令		
2	徳島県教育委員会教育長訓令の形式を左横 書きに改正する等の訓令		

**【選挙管理委員会告示】**

番号	表	題	担当課名
4 4	徳島県選挙管理委員会告示の形式を左横書 きに改正する等の告示		
4 5	徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改 正する告示		
4 6	徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正 する告示		
4 7	徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正す る告示		
4 8	個人情報の保護に関する法律の施行に関す る規程		

**【監査委員告示】**

番号	表	題	担当課名
1	徳島県監査事務局規程の一部を改正する告 示		

【監査委員告示】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県監査委員告示の形式を左横書きに改正する等の告示	

## 徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公布されている徳島県企業管理規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。
- 二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後規程において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規程において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、企業局長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規程中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 一 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、企業局長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附 則

- 一 この規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 改正後規程の様式に相当する既存規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程

徳島県企業局組織規程（昭和四十二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「事業推進課」を「経営企画課」に、「自然エネルギー・地域貢献室」を「経営推進室」に改める。

第四条の表を次のように改める。

経営企画課	
	一 公印の管守に関する事。
	二 文書の收受発送編さん及び保存に関する事。
	三 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
	四 職員の定数に関する事。
	五 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関する事。
	六 職員の研修及び福利厚生に関する事。
	七 諸規程その他法規に関する事。
	八 業務状況の公表に関する事。
	九 予算の編成及び執行に関する事。
	十 出納事務及び決算に関する事。
	十一 企業債に関する事。
	十二 資産の管理、取得及び処分に関する事。
	十三 国有資産等所在市町村交付金の交付に関する事。
	十四 物品材料の購入及び出納保管並びに不用品の処分に関する事。
	十五 物品審査委員会に関する事。
	十六 料金及び使用料の徴収に関する事。
	十七 入札の執行に関する事。
	十八 所管に係る統計記録及び報告に関する事。
	十九 労働組合に関する事。
	二十 職員厚生会に関する事。
	二十一 工事の請負契約の締結に関する事。
	二十二 補償審査委員会に関する事。
	二十三 工事の検査に関する事。
	二十四 他の課及び所に属しない事務に関する事。
	二十五 局の災害対策の総合的な企画及び調整に関する事。
	二十六 駐車場事業及び土地造成事業（他課の分掌に属するものを除く。）の経営に関する事。

	<p>経営推進室</p> <p>二十七 広報に関すること。</p> <p>二十八 局の経営計画及び改善に関すること。</p> <p>二十九 新規事業の企画調査に関すること。</p> <p>三十 電気事業及び工業用水道事業の経営に関すること。</p> <p>三十一 工業用水道事業に係る料金及び使用料の徴収に関すること。</p> <p>三十二 工業用水道事業に係る許可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。</p> <p>三十三 電気事業及び工業用水道事業に係る予算に関すること。</p> <p>三十四 工業用水道事業に係る国庫補助金に関すること。</p> <p>三十五 企業債に関すること。</p>
<p>事業推進課</p>	<p>一 給電業務に関すること。</p> <p>二 電力供給契約及び関係資料の整備に関すること。</p> <p>三 電気事業に係る許可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。</p> <p>四 電気事業に係る予算執行に関すること。</p> <p>五 電気事業に係る国庫補助金に関すること。</p> <p>六 自然エネルギーに関する研究、普及啓発及び事業化に関すること。</p> <p>七 クリーンエネルギーの導入、脱炭素の促進に関すること。</p> <p>八 電気事業に係る地域貢献、地域振興に関すること。</p> <p>九 労働安全衛生の推進に関すること。</p> <p>十 職員の技術研修に関すること。</p> <p>十一 広報に関すること。</p> <p>十二 その他電気及び機械の技術に関すること。</p>
<p>施設基盤整備課</p>	<p>一 土木工作物（ダム貯水池を含む。以下同じ。）及び建築物の工事の計画、調査設計及び施行に関すること。</p> <p>二 土木工作物及び建築物工作物の維持管理及び改良に関すること。</p> <p>三 土木工作物及び建築物工作物の保安に関すること。</p> <p>四 用地造成工事の調査、設計及び施行に関すること。</p> <p>五 未成土地の維持管理に関すること。</p> <p>六 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関すること。</p> <p>七 土地等の取得及び使用並びに損失補償に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。）</p> <p>八 登記の嘱託に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。）</p>

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
|  |                                      |
|  | 九 電気及び機械設備の工事の計画、調査、設計及び施行に関すること。    |
|  | 十 電気及び機械設備の維持管理及び改良に関すること。           |
|  | 十一 電気及び機械設備の保安に関すること。                |
|  | 十二 電気及び機械設備の高度化、近代化、情報セキュリティに関すること。  |
|  | 十三 電気関係報告規制の規定による諸報告に関すること。          |
|  | 十四 給電業務に関すること。                       |
|  | 十五 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。 |
|  | 十六 所管に係る予算に関すること。                    |
|  | 十七 所管に係る国庫補助金に関すること。                 |
|  | 十八 その他土木技術に関すること。                    |

第六条に次の一号を加える。

七 職員の給与及び勤務条件に関すること。

第七条第三項の表策調査幹の項中「政策調査幹」を「エネルギー・地域貢献担当課長」に、「課」を「事業推進課」に、「上司の命を受け、局の重要施策に係る調査及び研究に関する事務を処理する。」を「上司の命を受け、電気事業に係る地域貢献及び自然エネルギー導入支援に関する事務を処理する。」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「本局の課長、本局の室長、政策調査幹及び所の長」を「本局の課長、本局の室長、所の長及び所の次長」に、「担当室長」を「担当課長及び担当室長」に、「所の次長」を「所の次長（ダム管理担当）」に改める。

### 附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。



## 徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経営企画課課長補佐（政策調整・予算経理担当）」を「経営企画課主査兼係長（予算経理担当）」に改め、同条第三項中「課長補佐（政策調整・予算経理担当）」を「主査兼係長（予算経理担当）」に改める。

### 附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県企業局告示第三号

徳島県企業局告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県企業局告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、企業局長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 一 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、企業局長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附 則

- 一 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県企業局訓令第2号

局 中 一 般

徳島県企業局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている徳島県企業局訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によるものが適当でないとき、認められる表及び様式については、企業局長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によるものが適当でないとき、認められるときは、企業局長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、第一項の項番号を削る。

別表第十六号中「五千万円以上」を「二千万円以上」に改め、第十七号中「五千万円以上」を「二億円以上」に、「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第十九号及び第二十号中「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第二十一号から第二十五号までの各号中「五千万円以上」を「二億円以上」に改め、第二十六号中「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第三十六号中「五千万円以上」を「二億円以上」に改める。

別表第二第六号中「五千万円未満」を「二億円未満」に、「五百万円未満」を「千万円未満」に改める。

別表第三経営企画課長の専決事項の項第四号中「五千万円未満」を「二千万円未満」に改め、同項第五号及び第六号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第七号から第九号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同表事業推進課長の専決事項の項第二号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第三号から第五号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同項第十号を削り、同表施設基盤整備課長の専決事項の項第二号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第三号から第五号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同項第六号及び第七号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第八号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改める。

別表第三の二中「自然エネルギー・地域貢献室長の専決事項」を「経営推進室長の専決事項」に、「徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施」を「徳島県工業用水道事業供給規程第十六条の規定による超過使用水量の認定及び通知」に改める。

別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表を次のように改める。

一 収益的支出	区分	局長	経営企画課長	事業推進課長 施設基盤整備課長	所長
		/	/	/	/

	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
工事請負に係るもの	備消品費	光熱水費	燃料費	潤滑油脂費	印刷製本費	被服費	報償費	厚生福利費	法定福利費	退職給付費	報酬	手当等	給料
二億円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上							
二億円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
二億円未満													
満 定例的な修繕に係 るもの 千万円未 満	百万円未満			百万円未満	百万円未満	百万円未満							

21 研修費	20 水利使用料	19 負担金	18 交付金	17 損害保険料	16 賃借料	15 補償費	14 修繕費		
							その他	設備の保守業務	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務
千万円以上	二千万円以上	二千万円以上	二千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	三千万円以上
千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満
千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	二千万円未満		千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満
千万円未満					百万円（定例的な賃借に係るものにあつては千万円）未満	百万円（定例的な補償に係るものにあつては千万円）未満	百万円未満	定例的な業務に係るもの 千万円未満	

33	32	31	30	29		28	27	26	25	24	23	22
泥土棄却費	路面復旧費	薬品費	動力費	委託料		交際費	食糧費	会議費	分担金	寄附金	旅費	通信運搬費
				その他	工事に係る測量、 及び調査の業務、 設計、試験							
千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	三千万円以上	十万円以上	十万円以上	十万円以上	二千万円以上	二千万円以上		千万円以上
千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満	十万円未満	十万円未満	十万円未満	二千万円未満	二千万円未満	全額	千万円未満
	千万円未満			千万円未満	三千万円未満				二千万円未満			
				定例的な委託に係 るもの 千万円未 満							全額	

二 資本的支出	45 予備費	44 特別損失	43 消費税及び地方消費税	42 雑損失（雑支出）	41 支払利息及び企業債取扱諸費	40 共有設備費分担金	39 その他営業費用	38 固定資産 除却費（資産 減耗費）			37 雑損	36 雑費	35 土地維持管理費	34 広告費			
								その他	工事に係る測量、 及び調査の業務	工事請負に係るもの 設計、試験							
															千萬元以上	三千万円以上	二億円以上
全額	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	五千万円以上	二千万円以上	千萬元以上	千萬元以上	三千万円以上	二億円以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上					
		千萬元未満	全額	千萬元未満	五千万円未満	二千万円未満	千萬元未満	千萬元未満	三千万円未満	二億円未満	千萬元未満	千萬元未満	千萬元未満				
		千萬元未満		千萬元未満		二千万円未満	千萬元未満	千萬元未満	三千万円未満	二億円未満		千萬元未満	千萬元未満				
											二十万円未満						



10 総係費（事務雑費）	9 仮設備費			8 仮設備			7 諸設備費			6 構築物		
	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの
	千円以上	三千万円以上	二億円以上	千円以上	三千万円以上	二億円以上	千円以上	三千万円以上	二億円以上	千円以上	三千万円以上	二億円以上
	千円未満	三千万円未満	二億円未満	千円未満	三千万円未満	二億円未満	千円未満	三千万円未満	二億円未満	千円未満	三千万円未満	二億円未満

収益的支出の例による。



1 一時借入金	六 流動負債（勘定科目）	4 その他引当金	3 修繕引当金		2 特別修繕引当金		1 退職給付引当金	五 固定負債（勘定科目）	2 貯蔵品	1 短期貸付金	四 流動資産（勘定科目）	長期定期預金	三 固定資産（勘定科目）	26 一般会計繰出金
			その他	工事請負に係るもの	その他	工事請負に係るもの								
五千万円以上		千万円以上	千万円以上	二億円以上	千万円以上	二億円以上			千万円以上	二千万円以上		二千万円以上		千万円以上
五千万円未満		千万円未満	千万円未満	二億円未満	千万円未満	二億円未満	全額		千万円未満	二千万円未満		二千万円未満		千万円未満
		千万円未満	二億円未満	千万円未満	二億円未満									
									百万円未満					

4 修繕引当 金	工事請負に係るもの	二億円以上	二億円未満	3 法定福利費引当金	2 賞与引当金
	その他	千万円以上	千万円未満		
5 貸倒引当金		千万円以上	千万円未満		
6 その他引当金		千万円以上	千万円未満		

別表第四財務関係事項その三支出命令の表を次のように改める。

全支出科目	区分	局長	課長	所長
				一件千万円未満(所長の支出負担行為に係るものに限る。)
			全額	

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県企業局訓令第4号

局 中 一 般

徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

改正する訓令 徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程の一部を

改正する訓令 徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程（昭和六十年徳島県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「政策調査幹」を削る。

### 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第五号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は総務事務システム」を削る。

第十五条第一項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第二項を削る。

様式第十一号の四を次のように改める。

様式第 11 号の 4 別添

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院局病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する等の規程

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公布されている徳島県病院局管理規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。
- 二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後規程において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規程において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないとき、認められる表及び様式については、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによる。
- 五 (用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規程中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、認められるときは、管理者が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後規程の様式に相当する既存規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

課	分掌事務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 公印の管守に関する事。</li> <li>二 文書の收受発送編さん及び保存に関する事。</li> <li>三 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。</li> <li>四 職員の定数に関する事。</li> <li>五 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関する事。</li> <li>六 職員の研修及び福利厚生に関する事。</li> <li>七 諸規程その他法規に関する事。</li> <li>八 労働組合に関する事。</li> <li>九 職員の監察に関する事。</li> <li>十 病院の情報システムの企画、開発及び管理に関する事。</li> <li>十一 他の課に属しない事務に関する事。</li> </ul>
経営改革課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 予算の編成及び執行に関する事。</li> <li>二 業務状況の公表に関する事。</li> <li>三 出納事務及び決算に関する事。</li> <li>四 企業債に関する事。</li> <li>五 資産の管理、取得及び処分に関する事。</li> <li>六 医事に関する事。</li> <li>七 経営計画の企画及び推進に関する事。</li> <li>八 病院の施設整備及び改築に関する事。</li> </ul>

第八条第二項の表中「課長補佐」の項を次のように改める。

課長補佐	必要な医療局等	上司の命を受け、病院の重要施策又は重要事業の推進に関する事務又は業務を処理する。
------	---------	--

第八条第三項の表中「ベッドコントロールセンター長」の項を削り、次のように加える。

コマンドセンター長	中央病院	上司の命を受け、コマンドセンターに属する業務を総括する。
周産期母子センター長	中央病院	上司の命を受け、周産期母子センターに属する業務を総括する。

別表第二中央病院の項中「薬剤科」を「薬剤第一科 薬剤第二科」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「専門看護師」を「診療看護師、専門看護師」に改め、同条第十二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 診療看護師の場合
  - イ 診療看護師の資格取得後、五年以上の経験を有する職員 二千元
  - ロ イ以外の職員 千円

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一イの表中「1 病院の事務局長の職務」を「1 本局の次長又は病院の事務局長の職務」に改める。

別表第三本局の項中

課長	三種
----	----

を

次長	二種
課長	三種

に改め、

副院長 事務局長	二種
医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種
院長補佐 医療局次長 医療局の部長	四種

同表中央病院の項中

を

副院長（教育・働き方改革担当）

二種

副院長 (救急・災害医療担当) 事務局長	
副院長 (医療安全担当) 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 事務局次長	三種
院長補佐 医療局次長 医療局の部長 看護局長	四種

に改め、

同表三好病院の項中

副院長 事務局長	二種
-------------	----

を

病院長	一種
事務局長	二種

に改める。

**附 則**

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県病院局告示第二号

徳島県病院局告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院局病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県病院局告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、管理者が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

# 徳島県病院局訓令第1号

局 中 一 般

徳島県病院局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院局病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている徳島県病院局訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないとき、認められる表及び様式については、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないときは、管理者が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県病院局訓令第二号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「中央検査センター

別表中央病院の項中 ベッドコントロールセンター」を

「中央検査センター

」に改め、

内視鏡センター

」

内視鏡センター」

」

「情報戦略センター

「情報戦略センター」を コマンドセンター」に改める。

周産期母子センター」

### 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会行政組織規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 寄宿舎（徳島県立高等学校総合寄宿舎を含み、特別支援学校の寄宿舎を除く。）の新設等に係る企画調整に関すること。

第十五条の二の見出しを「（教育改革統括監及び教育次長）」に改め、同条中「前条」の次に「及び前項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条に規定する職のほか、必要と認めるときは、事務局に教育改革統括監を置き、その職務は、上司の命を受け、教育に係る特に高度の知識又は経験を必要とする事項を総括整理するとともに、教育改革の推進に関する事項を統括整理するものとする。

第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び同条第二号イ中「副教育長」の次に「、教育改革統括監」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第五号

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「(平成四年徳島県人事委員会規則七 四)」を「(徳島県人事委員会規則七 四)」に改める。

第十七条中「(昭和四十年人事委員会規則八 二)」を「(徳島県人事委員会規則八 二)」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第三条第一項第六号及び第六条第二項」を「及び第四条第一項第六号」に改める。

第三条中「第三条第一項第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十四条第一項の規定による内容変更の届出をしようとする者は、指定技能教育施設内容変更届出書(第二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第四条の見出し中「指定」の次に「等」を加え、同条第一項中「省令第六条第二項」を「政令第三十三条の二」に改め、「による」の次に「指定を受けようとする者及び政令第三十四条第二項の規定による指定を」を加え、「(第二号様式)」を「(第三号様式)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 政令第三十四条第二項の規定による指定の変更及び指定の解除を申請しようとする者は、連携措置に係る科目指定変更(指定解除)申請書(第四号様式)に、第一項第一号から第六号に規定する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第四条の二 政令第三十五条第一項の規定による指定技能教育施設の廃止をしようとする者は、指定技能教育施設廃止届出書(第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第五条中「又は前条」を「、第四条第一項又は同条第三項」に改める。

第二号様式中「、」を「、」に「技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37

年文部省令第8号)第6条第1項」を

「学校教育法施行令第33条の2  
学校教育法施行令第34条第2項

」に改め

、同様式を第二号様式（第四条第一項関係）とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設内容変更届出書

学校教育法施行令第34条第1項の規定による技能教育施設の内容変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

第三号様式の次に次の二様式を加える。



年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設廃止届出書

学校教育法施行令第35条第1項の規定による技能教育施設の廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	
廃止予定年月日	

(県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「(昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一)」を「(徳島県人事委員会規則七 一)」に改める。

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第四条 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成二十七年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(平成十七年徳島県人事委員会規則九 五)」を「(徳島県人事委員会規則九 五)」に改める。

(徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

第五条 徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(平成二十八年徳島県人事委員会規則四 九)」を「(徳島県人事委員会規則四 九)」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県教育委員会規則第六号

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている徳島県教育委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 二 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 一 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県教育委員会告示第一号

徳島県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会告示(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正すること等)に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする)。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)(及び改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表については、適用しない。
- 四 前二項の規定によることが適当でないと認められる表については、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)(第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会公文書管理規程（令和六年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条第二号ただし書中「条例、規則、告示、訓令その他」を削る。
- 第二十五条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しなければならぬ」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。
- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書
  - 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（教育政策課長が別に定めるものを除く。）
  - 三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（教育政策課長が別に定めるものを除く。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書
- 第二十五条第三項を削り、第四項を第三項とする。
- 第二十六条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。
- 第三十七条中「主務課等の長は、毎年度、教育政策課長が別に定めるところにより」を「教育政策課長は」に、「教育政策課長に」を「、毎年度、知事に」に改める。
- 様式第四号中 「登録例文・共通例文・公印書印」を 「登録例文・共通例文・」に改め、その他（ ） 「その他（ ）」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一項中、「昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一）」を、「（徳島県人事委員会規則七 一）」に改め、同項第二号中「副教育長及び」を「副教育長、教育改革統括監及び」に改め、同表第五項及び第六項を削り、第四項の次に次の一項を加える。

五 公益信託に関すること。

1 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則

教育長

第二条第二項に規定する旧法公益信託及び同法附則第四条第一項に規定する旧信託法公益信託の監督に関すること。

別表第一の表中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

別表第二教育政策課の表第六項中、「平成二十八年徳島県人事委員会規則四 九）」を「（徳島県人事委員会規則四 九）」に改め、同項第十七号中「（昭和四十一年徳島県人事委員会規則一 一（二）」を「（徳島県人事委員会規則一 一（二）」に改める。

別表第二教育創生課の表に次のように加える。

四 寄宿舎の新設等に係る企画調整に関すること。

1 寄宿舎の新設等に係る企画調整に関する事務を処理す

課長

ること。

別表第二教職員課の表第五項中、「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 五）」を「（徳島県人事委員会規則六 五）」に、「（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 二四）」を「（徳島県人事委員会規則六 二四）」に改め、同項第二十四号中「（平成二年徳島県人事委員会規則六 一（二三）」を「（徳島県人事委員会規則六 一（二三）」に改め、同項第二十五号中「（昭和四十九年徳島県人事委員会規則六 八七）」を「（徳島県人事委員会規則六 八七）」に改め、同項第二十六号中「（昭和五十三年徳島県人事委員会規則六 二七）」を「（徳島県人事委員会規則六 二七）」に改め、同項第二十七号中「（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 二六）」を「（徳島県人事委員会規則六 二六）」に改め、同項第二十八号中「（昭和四十八年徳島県人事委員会規則六 一四）」を「（徳島県人事委員会規則六 一四）」に改め、同項第三十号中「（昭和三十四年徳島県人事委員会規則六 二八）」を「（徳島県人事委員会規則六 二八）」に改める。

別表第二福利厚生課の表第三項中「（昭和二十九年徳島県人事委員会規則六 一〇）」を「（徳島県人事委員会規則六 一〇）」に改める。

別表第五中「（第六条の三関係）」を「（第六条の四関係）」に改め、同表第一項中「

(昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 五)「を」(徳島県人事委員会規則六 五)「に改め、同表第三項中」(昭和四十九年徳島県人事委員会規則六 八七)「を」(徳島県人事委員会規則六 八七)「に改め、同表第四項中」(平成二年徳島県人事委員会規則六 一一三)「を」(徳島県人事委員会規則六 一一三)「に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会教育長訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史  
徳島県教育委員会教育長訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会教育長訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表については、適用しない。
- 四 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表その他前二項の規定によることが適当でないとき、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

徳島県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、徳島県選挙管理委員会が行った告示の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正等を行う告示)

**第二条** 次条及び第四条の規定は、次に掲げる告示(以下「対象告示」という。)について適用する。

- 一 徳島県公職選挙運動等管理規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号)
- 二 徳島県公職選挙事務処理規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号)
- 三 徳島県選挙管理委員会規程(昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号)
- 四 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(昭和五十年徳島県選挙管理委員会告示第五十三号)
- 五 徳島県情報公開条例の施行に関する規程(平成元年徳島県選挙管理委員会告示第六十三号)
- 六 政党助成法の規定に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号)
- 七 徳島県選挙管理委員会事務局の公務員倫理に関する規程(平成十六年徳島県選挙管理委員会告示第四十四号)
- 八 平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号(不在者投票を行うことができる施設を指定した件)
- 九 衆議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程(平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第六十八号)
- 十 政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号)
- 十一 平成二十三年徳島県選挙管理委員会告示第九十一号(徳島県知事選挙において日本放送協会及び基幹放送事業者のうち手話通訳を付して政見を録画するものとされる放送事業者を定める件)
- 十二 平成二十六年徳島県選挙管理委員会告示第八十九号(衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件)
- 十三 令和七年徳島県選挙管理委員会告示第六十七号(徳島県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件)

(形式の改正)

**第三条** 対象告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 対象告示における右方はこの告示による改正後の告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、対象告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、対象告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに次に掲げる規定及び様式については、適用しない。

- 一 徳島県公職選挙運動等管理規程第五号様式、第六号様式、第六号様式の三、第六号様式の五、第七号様式、第十号様式、第二十一号様式、第二十三号様式から第二十五号様式まで、第二十九号様式、第二十九号様式の三から第二十九号様式の八まで、第三十五号様式の二、第三十九号様式及び第四十号様式
- 二 徳島県公職選挙事務処理規程別記第九号様式、別記第十五号様式、別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別記第三十七号様式、別記第三十八号様式、別記第四十号様式、別記第四十九号様式、別記第五十六号様式及び別記第五十九号様式

- 三 徳島県選挙管理委員会規程第十八条  
（用字及び用語の整理）

**第四条** 対象告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項に定めるもののほか、対象告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

さき	先に
ちよう付	貼付
はらなければ	貼らなければ
はる	貼る
なかに	中に
明りよう	明瞭
添附	添付
附加	付加
附与	付与
取り消し（名詞であるものに限る。）	取消

ご参会	御参会
附記	付記

3 前二項の規定は、前条第二項各号に掲げる規定及び様式については、適用しない。  
(委任)

**第五条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、徳島県選挙管理委員会委員長が別に定める。

**附 則**

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。
- 2 徳島県選挙管理委員会規程第十六条第一項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日に徳島県報に掲載する徳島県選挙管理委員会の告示については、左横書きの形式により行うことがある。
- 3 改正後告示の様式に相当する対象告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県選挙管理委員会告示第45号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「よって」を「よる」に改める。

第7条の3中「より」を「よる」に改める。

第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第14条第2項を削る。

第15条中「順位」を「順序」に改める。

第16条の次に次の一条を加える。

（掲示場の余白の利用）

**第16条の2** 市町村委員会は、掲示場に余白があるときは、必要に応じ、その余白を選挙に関する啓発又は周知のために利用することができる。

第40条中「とする」を「に準じて作成しなければならない」に改める。

第41条の見出しを「(立札等の表示)」に改め、同条第二項中「第5条」を「第5条本文」に改める。

第49条の2第2項第1号中「記載し、又は記録した掲載文1通」を「記載した掲載文1通又は記録した掲載文」に改め、同項第2号中「裏面」を「写真(印画紙に印画したものである場合は、裏面)」に、「1枚」を「1枚)」に改める。

第51条第2項中「より」を「よる」に改める。

第53条第1項中「、又は」を「、若しくは」に改め、同条第2項中「、同項」を「同項」に改める。

第54条第2項中「理由」を「事由」に改める。

第60条中「掲示」の次に「(以下この章において単に「氏名等の掲示」という。）」を加える。

第61条第1項中「この場合において、」を削り、「もまた」を「も、」に改める。

第62条中「掲示後において」を「氏名等の掲示をした後」に改める。

第63条第1項中「法第175条第1項、第2項及び第8項の規定による」を削り、「あつては、」を「あつては」に、「取下げ」を「取り下げ」に改め、同条第3項中「第1項」を「市町村委員会は、氏名等の掲示をする前に第1項」に、「その」を「白紙を貼る等の方法により、掲示中その」に、「部分は、白紙を貼る等の方法により」を「部分を」に改める。

第63条の5第2項中「4けた」を「4桁」に改める。

第66条第1項中「県委員会事務室」を「県委員会の指定する場所」に改め、同条第2項中「破損」の次に「、汚損」を加える。

第67条中「の書記」を削り、「閲覧」を「その閲覧」に改める。

第78条の見出し中「知事選挙」を「知事の選挙」に改める。

第79条中「とする」を「に準じて作成しなければならない」に改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

### 第5号様式（選挙事務所標札）（第4条関係）

その1（候補者用）

第何号
令和何年何月何日執行何選挙何選挙区(何選挙)
候補者(氏名)選挙事務所
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その2（候補者届出政党用）

第何号
令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙何選挙区
候補者届出政党(名称)選挙事務所
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

### 第6号様式（自動車及び船舶の表示）（第4条関係）

その1（自動車及び船舶用）（候補者用）

第何号	候補者(氏名)
令和何年何月何日執行何選挙何選挙区(何選挙)	
自動車	
選挙用	
船舶	
	徳島県選挙管理委員会 印


備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その2（自動車及び船舶用）（候補者届出政党用）

第何号	候補者届出政党(名称)
令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙	
自動車	
選挙用	
船舶	
	徳島県選挙管理委員会 印


備考 「第何号」には、候補者届出政党に対し、県委員会が交付した順序を記載するものとする。

その3（拡声機用）（候補者用）

第 何 号	候補者(氏 名)
令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)	
選挙用拡声機	
徳島県選挙管理委員会 	

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その4 (拡声機用) (候補者届出政党用)

第 何 号	候補者(氏 名)
令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)	
選挙用拡声機	
徳島県選挙管理委員会 	

備考 「第何号」には、候補者届出政党に対し、県委員会が交付した順序を記載するものとする。

第6号様式の3を次のように改める。

第6号様式の3 (選挙運動用ビラの証紙) (第7条の3関係)

その1 (候補者用)

令和何年執行第何回 何何選挙何選挙区(何何選挙) 選挙運動用ビラ 候補者用 (番号) 徳島県選管
---

備考

- 「番号」は、衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては7万枚、県知事選挙にあつては11万5000枚、県議会議員選挙にあつては1万6000枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

その2 (候補者届出政党用)

令和何年執行第何回 衆議院小選挙区選出議員選挙 何選挙区 選挙運動用ビラ 候補者届出政党用 (番号) 徳島県選管
--

備考

- 1 「番号」は、4万枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 2 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第6号様式の4中「届出順位」を「届出順」に改める。

第6号様式の5を次のように改める。

#### 第6号様式の5（選挙運動用ポスターの証紙）（第7条の5関係）

令和何年何月何日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 何選挙区 選挙運動用ポスター 候補者届出政党用 (番号) 徳島県選管
---

備考

- 1 「番号」は、1000枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 2 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第6号様式の6中「届出順位」を「届出順」に改める。

第7号様式を次のように改める。

#### 第7号様式（証票）（第8条関係）

その1 申請者が候補者等の場合に交付する証票

政治活動用事務所 令和何年3月まで有効 候補者等用 (番号) 徳島県選管
--

備考

- 1 「番号」は、県委員会で証票交付申請書を受理した順序により、一連番号を付するものとする。
- 2 証票の材質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

その2 申請者が後援団体の場合に交付する証票

政治活動用事務所 令和何年3月まで有効 後援団体用 (番号) 徳島県選管
--

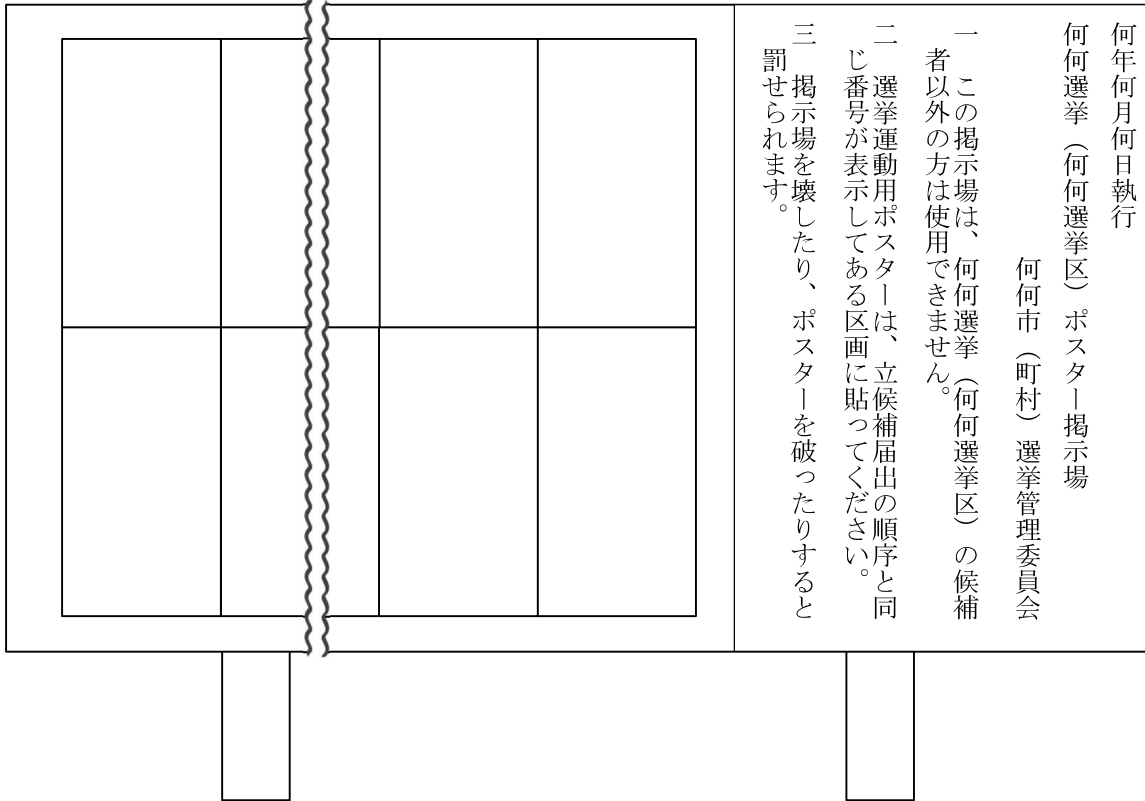
備考

- 1 「番号」は、県委員会で証票交付申請書を受理した順序により、一連番号を付するものとする。
- 2 証票の材質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第10号様式を次のように改める。

#### 第10号様式（ポスター掲示場）（第12条関係）

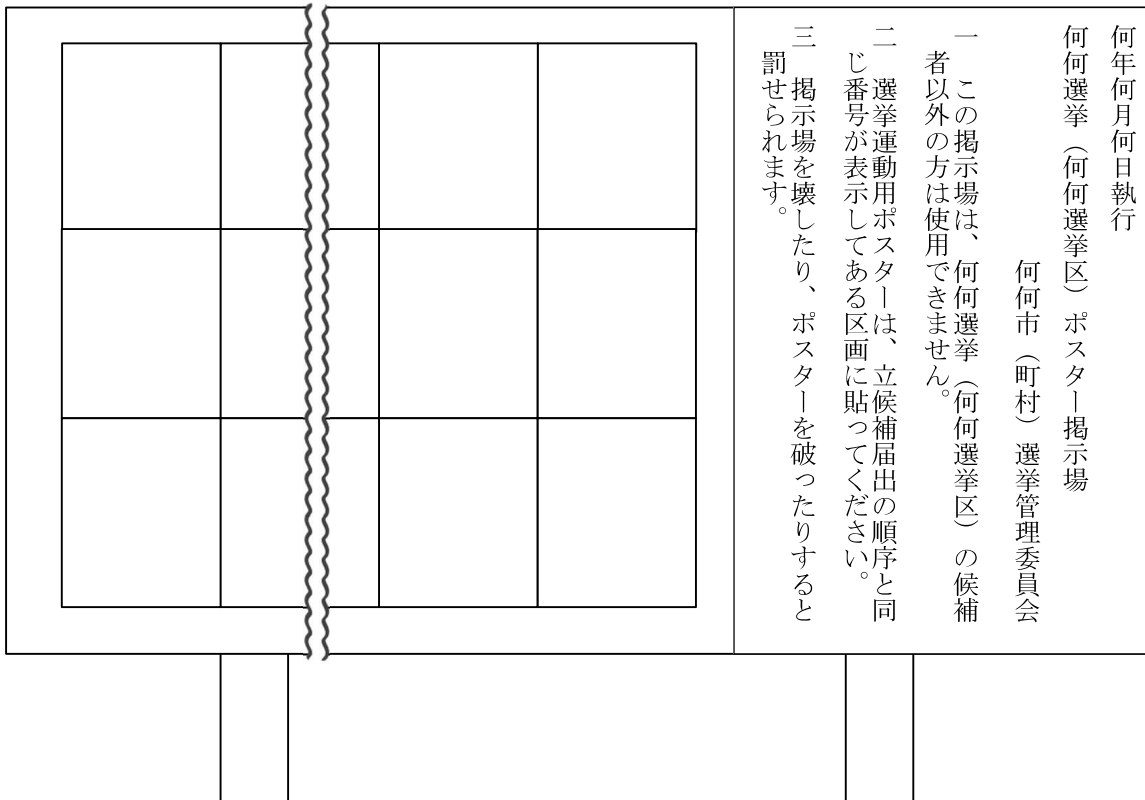
その1 (区画数が12以下の場合)



備考

- 1 掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 2 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。

その2 (区画数が13以上の場合)



備考

- 1 掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 2 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。

第12号様式中「届出順位」を「届出順」に改める。

第13号様式から第19号様式までを次のように改める。

第13号様式から第19号様式まで 削除

第21号様式を次のように改める。

第21号様式（個人演説会等用表示板）（第41条関係）

その1（個人演説会用）

第何号 No.		個人演説会用表示板		10.5 cm
候補者	ふりがな 氏名			
掲示者	住所			
	氏名			
選挙・選挙区 (選挙)	令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)			
徳島県選挙管理委員会 印				
15 cm				

備考

- 1 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。
- 2 「No.」には、候補者ごとに一連番号を記載するものとする。

その2（政党演説会用）

第何号 No.		政党演説会用表示板		10.5 cm
候補者届出政党				
掲示者	住所			
	氏名			
選挙	令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙			
選挙区	何選挙区			
徳島県選挙管理委員会 印				
15 cm				



その1・A（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等 掲示	
(ふりがな) 衆議院名簿届出政党等の名称 略	(ふりがな) 称

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項、第6項、及び第8項の規定により、県委員会が定めた順序に従い、右から行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 衆議院名簿届出政党等の数によっては、その1・Bの様式を使用する。

その1・B（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等 掲示			
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称 略	(ふりがな) 略	(ふりがな) 衆議院名簿届 出政党等の 称	(ふりがな) 称

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項、第6項、及び第8項の規定により、県委員会が定めた順序に従い、まず上段の右から左へ行い、次に下段の右から左へ行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。

その2・A（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等掲示							
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称							
(ふりがな) 略称							
名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 衆議院名簿届出政党等の数によっては、その2・Bの様式を使用する。

その2・B（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等掲示							
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称							
(ふりがな) 略称							
名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。

- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。

その3・A（参議院比例代表選出議員選挙における氏名等の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示					
(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の氏名					

備考

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項又は第6項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 参議院名簿届出政党等の数によっては、その3・Bの様式を使用する。

その3・B（参議院比例代表選出議員選挙における氏名等の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示					
(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の氏名					

備考



第29号様式の3 (選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式) (第63条の3関係)

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)  
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の4 (選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式) (第63条の3関係)

その1

確認番号

自動車燃料代確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

確認番号

ポスター作成枚数確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

第29号様式の5（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第63条の5関係）

その1

選挙運動用自動車使用証明書  
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和何年何月何日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、徳島県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書  
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和何年何月何日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書  
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和何年何月何日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の6（ビラ作成証明書の様式）（第63条の5関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

100,000枚＋15,000枚×（当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）  
ただし、300,000枚を超える場合には、300,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円＋5円62銭×（当該作成枚数－50,000）

—————＝単価……1銭未満の端数は

当該作成枚数

切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の7（ポスター作成証明書の様式）（第63条の5関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
候補者 氏 名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数

—————＝単価……1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  
609,690円+30円73銭×（ポスター掲示場数-500）

—————＝単価……1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の8 (請求書の様式) (第63条の6 関係)

その1

請求書  
(選挙運動用自動車の使用)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあってはその代表  
者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その1

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 64,500×( )=	円	
令和何年 何月何日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 64,500×( )=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 16,100×( )=	円	
令和何年 何月何日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 16,100×( )=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日		円 円 ( )×( )=			
令和何年 何月何日		円 円 ( )×( )=			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)の(計)欄又は(B)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円	円 12,500	円	
令和何年 何月何日	円	円 12,500	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書  
(ビラの作成)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円 + 5円62銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

----- = 単価……1銭未満の端数は

当該作成枚数

切上げ

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書  
(ポスターの作成)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考	
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)		
	箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
  - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  
$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第35号様式の2を次のように改める。

第35号様式の2（政治活動用ポスター証紙）（第77条、第78条関係）

令和何年執行
何何選挙
政治活動用ポスター
番号—選挙区名
徳島県選管

備考

- 「選挙区名」は、知事の選挙にあつては衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、県の議会の議員の選挙にあつては当該選挙の選挙区を記載すること。
- 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第39号様式及び第40号様式を次のように改める。

第39号様式（政治活動用自動車表示板）（第80条関係）

(政党その他の政治団体名)
令和何年何月何日執行何何選挙
政治活動用自動車
徳島県選挙管理委員会 印

第40号様式（証紙）（第81条関係）

第何号の何	
政談演説会告知用立札等の表示	
開催日時	令和何年何月何日 午前(後)何時何分
使用する施設 の名称	
政党その他の 政治団体の 名称	
政談演説会開 催届出書交付 番号	第 何 号
徳島県選挙管理委員会 印	

備考 「第何号の何」には、政談演説会開催届出順及び証紙の交付枚数（5枚）の一連番号を記載するものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

**徳島県選挙管理委員会告示第46号**

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式その1中「左記以外」を「議会議員の補欠選挙及び再選挙以外の選挙」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

**別記第9号様式**（不在者投票に関する病院等の指定等の告示）（第3条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

1 病院

	名称	所在地
1		
2		
3		

備考

- 1 指定する施設の区分ごとに一の表を設けること。
- 2 新たに不在者投票に関する病院等を指定した場合、当該病院等の指定を取り消した場合又は当該病院等の名称若しくは所在地に変更があった場合の告示は、この様式による告示を改正する方法により行うこと。

別記第13号様式中「令和何年何月何日執行の」を削る。

別記第14号様式その1の備考中「又は」を「、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙又は」に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

**別記第15号様式**（選挙運動従事者の実費弁償等の額の告示）（第3条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定により、令和何年何月何日執行の何何選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用さ

れる自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - (5) 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき何円
  - (6) 弁当料 1食につき何円、1日につき何円
  - (7) 茶菓料 1日につき何円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1) 基本日額 何円以内
  - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の何割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ1の(1)から(4)までに掲げる額
  - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき何円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき何円以内
  - (2) 専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき何円以内
  - (3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき何円以内
  - (4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき何円以内

別記第19号様式その1の備考中「又は」を「、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙又は」に改める。

別記第25号様式その1及びその2中「に就職した」を「となった」に改める。

別記第31号様式及び別記第32号様式を次のように改める。

**別記第31号様式**（候補者届出及び候補者推薦届出の通知）（第4条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長  
候補者の住所地の市（町村）長 殿  
候補者の住所地の市（町村）選挙管理委員会委員長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区の届出について（通知）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区における候補者について、別紙のとおり政党届出、本人届出及び推薦届出があったので、公職選挙法施行令第92条第1項の規定により通知します。

（別紙）

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	通 称	本籍	住所	生年 月日	候補者届 出政党の 名称	左記以外 の政党等 の名称	職業

備考 1 「届出の別」欄には、政党届出、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。

2 「左記以外の政党等の名称」欄には、政党届出以外の候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長  
候補者の住所地の市（町村）長 殿  
候補者の住所地の市（町村）選挙管理委員会委員長

何何選挙（何何選挙区）選挙長

何何選挙の候補者の届出について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）における候補者について、別紙のとおり本人届出及び推薦届出があったので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

（別紙）

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	通称	本籍	住所	生年 月日	党派	職業

備考 1 「届出の別」欄には、政党届出、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。

2 「左記以外の政党等の名称」欄には、政党届出以外の候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。

**別記第32号様式**（候補者の辞退等の通知）（第4条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）・（届出の取下げ）について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日政党届出（本人届出）・（推薦届出）のあった次の者は、令和何年何月何日候補者であることを辞退（死亡）・（届出を却下）・（届出を取下げ）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者であることを辞退したものとみな）・（公職選挙法第91条第1項（同法第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者の届出が取り下げられたものとみな）したので、公職選挙法施行令第92条第1項の規定により通知します。

ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年 月日	候補者届出 政党の名称	左記以外 の政党等 の名称	職業

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日日本人届出（推薦届出）のあった次の者は、令和何年何月何日候補者であることを辞退（死亡）・（届出を却下）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者であることを辞退したものとみな）したので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

別記第37号様式及び別記第38号様式を次のように改める。

別記第37号様式（候補者の届出の報告）（第5条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区の候補者の届出について（報告）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区について、別紙告示の写しのとおり政党届出、本人届出及び推薦届出がありましたので、公職選挙法第86条第13項の規定により報告します。

その2

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

何何選挙（何何選挙区）の候補者の届出について（報告）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）について、別紙告示の写しのとおり本人届出及び推薦届出がありましたので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により報告します。

別記第38号様式（候補者の辞退等の届出の報告）（第5条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）・（届出の取下げ）について（報告）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区において、何月何日政党届出（本人届出）・（推薦届出）のありました次の者は、令和何年何月何日死亡（候補者であることを辞退）・（届出を却下）・（届出を取下げ）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため、候補者であることを辞退したものとみな）・（公職選挙法第91条第1項（同法第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者の届出が取り下げられたものとみな）したので、公職選挙法第86条第13項の規定により報告します。

ふりがな氏名	本籍	住所	生年月日	候補者届出 政党の名称	左記以外の政党等の名称	職業

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号  
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）について（報告）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日本人届出（推薦届出）のありました次の者は、令和何年何月何日死亡（候補者であることを辞退）・

(届出を却下)・(公職選挙法第91条第2項(第103条第4項)の規定により公務員何何となつたため、候補者であることを辞退したものとみな)したので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により報告します。

ふりがな 氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

別記第40号様式を次のように改める。

**別記第40号様式** (当選人決定の報告) (第5条関係)

何何第何号  
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙 (何何選挙区) 選挙長

当選人の決定について (報告)

令和何年何月何日執行の何何選挙 (何何選挙区) の選挙会において、次の者を当選人と決定しましたので、公職選挙法第101条第1項(第101条の3第1項)の規定により、選挙録の写しを添えて報告します。

住所 氏名 得票 当該当選人に係る候補者届出政党の名称

備考 様式中「当該当選人に係る候補者届出政党の名称」については、衆議院小選挙区選出議員選挙の場合のみ記載するものとする。

別記第49号様式を次のように改める。

**別記第49号様式** (投票用紙受払報告書) (第5条関係)

何何第何号  
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何市 (町村) 選挙管理委員会委員長

令和何年何月何日執行 何何選挙 投票用紙受払報告書

種別	受	払	(B)の内訳			(C)のうち投票されずに返納されたもの	残
			投票済(不受理分を含む。)	持帰り	不在者投票で投票しなかったもの(C)		
何何選挙	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(A)-(B)+(D)
何何選挙	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

備考 1 「払」の欄には、必ず不在者投票分も算入のこと。

2 「受」「払」「残」の中には、船員及び在外投票の投票用紙分は、算入しないこと。

3 ( ) は、点字投票用紙分で、内数で記載すること。

別記第56号様式を次のように改める。

**別記第56号様式（候補者の届出受理簿）（第8条関係）**

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

令和何何年何月何日執行	受	理	番	号	
	選	挙	長		
	書	記	長		
	書		記		
	受	理	責	任	者
	受	理	年	月	日
	受	理	時	刻	
	衆議院候補者に	ふ	り	が	な
		氏			名
		ふ	り	が	な
(通				称)	
性			別		
住			所		

小選挙区選出議員(何何)選挙 何選挙区候補者届出受理簿	関する事項	生年月日 (歳)		
		所属団体		
		職業		
		備考 (新・前・元)		
		同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙に重複して立候補する場合にはその旨		
		届出事項	ふりがな 名	
	届出政党に関する事項	本部の所在地		
		ふりがな 代表者の氏名		
		ふりがな 氏名		
		性別		
		生年月日 (歳)		
		職業		
	添付書類	(政党届出の場合)	1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書	1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
			2 候補者届出要件該当確認書	2 候補者届出要件該当確認書
添付書類	(政党届出の場合)	3 候補者の重複届をしていない旨の宣誓書	3 候補者の重複届をしていない旨の宣誓書	
		4 候補者となることの同意書	4 候補者となることの同意書	
添付書類	(政党届出の場合)	5 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	5 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	
		6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書	6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書	
添付書類	(政党届出の場合)	7 供託証明書	7 供託証明書	
		8 候補者の戸籍謄本(抄本)	8 候補者の戸籍謄本(抄本)	
添付書類	(本人届出の場合)	9 通称認定申請書	9 通称認定申請書	
		1 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	1 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	
添付書類	(本人届出の場合)	2 団体所属に関する文書	2 団体所属に関する文書	
		3 団体所属証明書	3 団体所属証明書	
添付書類	(本人届出の場合)	4 供託証明書	4 供託証明書	
		5 戸籍謄本(抄本)	5 戸籍謄本(抄本)	
添付書類	(推薦届出の場合)	6 通称認定申請書	6 通称認定申請書	
		1 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	1 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書	
添付書類	(推薦届出の場合)	2 団体所属に関する文書	2 団体所属に関する文書	
		3 団体所属証明書	3 団体所属証明書	
添付書類	(推薦届出の場合)	4 供託証明書	4 供託証明書	
		5 候補者の戸籍謄本(抄本)	5 候補者の戸籍謄本(抄本)	
添付書類	(推薦届出の場合)	6 候補者の承諾書	6 候補者の承諾書	
		7 選挙人名簿登録証明書	7 選挙人名簿登録証明書	
添付書類	(推薦届出の場合)	8 通称認定申請書	8 通称認定申請書	

その2 (衆議院議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙)

令和何年何月何日執行	受 理 番 号			
	選 挙 長			
	書 記 長			
	書 記			
	受 理 責 任 者			
	受 理 年 月 日			
	受 理 時 刻			
何何選挙候補者届出受理簿	候補者に関する事項	ふりがな氏名		
		ふりがな(通称)		
	性別			
	住所			
	生年月日(歳)			
	党派			
	職業			
	備(新・前・元)			
	推薦届出者に関する事項	ふりがな氏名		
		性別		
住所				
生年月日(歳)				
職業				
添 付 書 類	1 供託証明書 2 所属党派証明書 3 戸籍謄本(抄本) 4 候補者の承諾書 5 選挙人名簿登録証明書 6 宣誓書 7 通称認定申請書	1 供託証明書 2 所属党派証明書 3 戸籍謄本(抄本) 4 候補者の承諾書 5 選挙人名簿登録証明書 6 宣誓書 7 通称認定申請書		

別記第59号様式を次のように改める。

**別記第59号様式 (当選証書) (第8条関係)**

何 何 期 選 証 書

(住 所)

(氏 名)

右は、何何において、何何に当選したことを証明するため、何何に当選証書を付与します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏

名 印

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 徳島県選挙管理委員会告示第47号

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

徳島県選挙管理委員会規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行うものとする。

第7条中「調整し」を「作成し」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「文書」を「公文書」に改める。

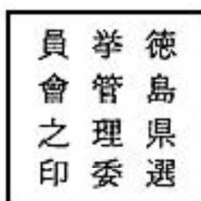
第15条の見出し及び同条第1項中「文書」を「公文書」に改め、同条第2項中「その他の文書」を「その他の公文書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付すことが適当でないと認められる公文書又は軽易な公文書には、これを省略することができる。

第18条を次のように改める。

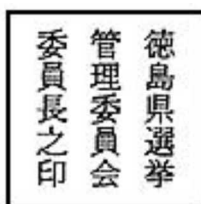
**第18条** 委員会の印、委員長の印及び書記長の印の形状及び寸法（単位ミリメートル）を次のとおり定める。

委員会印1号



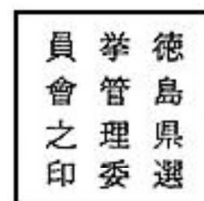
(39×39)

委員長印



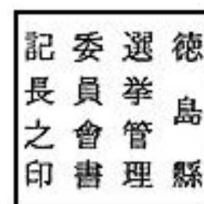
(24×24)

委員会印2号



(20×20)

書記長印



(23×23)

### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 徳島県選挙管理委員会告示第48号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

### 附 則

- 1 この規程は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成14年徳島県選挙管理委員会告示第166号）は、廃止する。

## 徳島県監査委員告示第一号

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大山西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示

徳島県監査事務局規程（昭和三十九年徳島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十条を第十四条とする。

第九条中「規則及び規程」を「徳島県規則及び徳島県訓令」に改め、同条を第十三条とし、第八条の三を第十二条とし、第八条の二を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条の二第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六一五」を「徳島県人事委員会規則六一五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六一七」を「徳島県人事委員会規則六一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六一八七」を「徳島県人事委員会規則六一八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六一二三」を「徳島県人事委員会規則六一二三」に改め、同条を第九条とする。

第七条第四号中「第八条の二」を「第十一条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条を第六条とし、第四条の二を第五条とする。

## 附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県監査委員告示第二号

徳島県監査委員告示の形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県監査委員

鹿山公弘

同

大西康生

同

福山正啓

同

木下賢功

同

仁木啓人

徳島県監査委員告示の形式を左横書きに改正する等の告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県監査委員告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項の規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないときは、代表監査委員が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。